本則中「令和七年四月一日から同年六月三十日」を「令和七年七月一日から同年九月三十日」に改める。

別表第一昭和22年度の項中「16,769」を「20,458」に改め、同表昭和23年度の項中「6,146」を「7,498」に改め、同表昭和24年度の項中「4,154」を「5,068」に改め、同表昭和25年度の項中「3,418」を「4,170」に改め、同表昭和26年4月～6月の項中「2,828」を「3,450」に改め、同表昭和26年7月～9月の項中「2,717」を「3,315」に改め、同表昭和27年4月～6月の項中「2,496」を「3,045」に改め、同表昭和27年7月～9月の項中「2,376」を「2,899」に改め、同表昭和27年10月～12月の項及び昭和28年1月～3月の項中「2,262」を「2,760」に改め、同表昭和28年10月～12月の項及び昭和29年1月～3月の項中「2,063」を「2,517」に改め、同項中「1,955」を「2,346」に改め、同表昭和29年4月～6月の項中「2,063」を「2,517」に「1,939」を「2,327」に改め、同表昭和29年7月～9月の項中「1,892」を「2,270」に改め、同表昭和29年10月～12月の項及び昭和30年1月～3月の項中「1,860」を「2,232」に改め、同表昭和30年4月～6月の項中「2,110」を「2,574」に「1,846」を「2,215」に改め、同表昭和30年7月～9月の項中「1,800」を「2,160」に改め、同表昭和30年10月～12月の項中「1,996」を「2,435」に改め、同表昭和31年1月～3月の項中「1,980」を「2,416」に改め、同表昭和31年4月～6月の項中「1,888」を「2,303」に改め、同表昭和31年7月～9月の項中「1,872」を「2,284」に改め、同表昭和32年1月～3月の項中「1,858」を「2,267」に改め、同表昭和32年4月～6月の項及び昭和32年7月～9月の項中「1,590」を「1,908」に改め、同表昭和32年10月～12月の項中「1,577」を「1,892」に改め、同表昭和33年1月～3月の項中「1,858」を「2,267」に「1,552」を「1,862」に改め、同表昭和33年4月～6月の項及び昭和33年7月～9月の項中「1,528」を「1,834」に改め、同表昭和33年10月～12月の項中「1,758」を「2,145」に「1,514」を「1,817」に改め、同表昭和34年1月～3月の項中「1,758」を「2,145」に「1,500」を「1,800」に改め、同表昭和34年4月～6月の項及び昭和34年7月～9月の項中「1,662」を「2,028」に改め、同表昭和34年10月～12月の項中「1,609」を「1,963」に改め、同表昭和35年1月～3月の項中「1,583」を「1,931」に改め、同表昭和35年4月～6月の項中「1,535」を「1,873」に改め、同表昭和35年7月～9月の項中「1,520」を「1,854」に改め、同表昭和36年4月～6月の項中「1,409」を「1,719」に「1,332」を「1,598」に改め、同表昭和36年7月～9月の項中「1,374」を「1,676」に「1,273」を「1,528」に改め、同表昭和36年10月～12月の項一般機械器具製造業の欄中「1,320」を「1,610」に改め、同項中「1,250」を「1,500」に改め、同表昭和37年1月～3月の項中「1,352」を「1,649」に「1,273」を「1,528」に改め、同表昭和37年4月～6月の項中「1,288」を「1,571」に「1,241」を「1,489」に改め、同表昭和37年7月～9月の項中「1,288」を「1,571」に改め、同表昭和37年10月～12月の項及び昭和38年1月～3月の項中「1,270」を「1,549」に改め、同表昭和38年7月～9月の項中「1,154」を「1,408」に「1,034」を「1,241」に改め、同表昭和38年10月～12月の項中「1,099」を「1,341」に「1,043」を「1,252」に改め、同表昭和39年1月～3月の項一般機械器具製造業の欄中「1,106」を「1,349」に改め、同項中「1,027」を「1,232」に改め、同表昭和39年4月～6月の項中「1,039」を「1,268」に「1,008」を「1,210」に改め、同表昭和40年7月～9月の項中「953」を「1,163」に改め、同項電気・ガス・水道業の欄中「877」を「1,052」に改め、同表昭和40年10月～12月の項中「931」を「1,136」に「863」を「1,036」に改め、同表昭和41年1月～3月の項中「924」を「1,127」に「856」を「1,027」に改め、同表昭和41年4月～6月の項中「858」を「1,047」に「841」を「1,009」に改め、同表昭和42年4月～6月の項中「762」を「930」に改め、同表昭和42年7月～9月の項中「739」を「902」に「713」を「856」に改め、同表昭和42年10月～12月の項中「718」を「876」に「707」を「848」に改め、同表昭和43年1月～3月の項中「721」を「880」に「689」を「827」に改め、同表昭和43年4月～6月の項中「684」を「821」に改め、同表昭和43年7月～9月の項中「650」を「793」に改め、同表昭和43年10月～12月の項中「636」を「776」に改め、同表昭和44年1月～3月の項中「642」を「783」に改め、同表昭和44年4月～6月の項中「588」を「717」に改め、同表昭和44年7月～9月の項電気・ガス・水道業の欄中「574」を「689」に改め、同表昭和44年10月～12月の項中「570」を「684」に改め、同表昭和45年4月～6月の項一般機械器具製造業の欄中「505」を「616」に改め、同表昭和45年7月～9月の項一般機械器具製造業の欄中「493」を「601」に改め、同表昭和45年10月～12月の項中「486」を「593」に改め、同表昭和46年1月～3月の項一般機械器具製造業の欄中「481」を「587」に改め、同表昭和46年4月～6月の項中「475」を「570」に改め、同表昭和47年1月～3月の項中「437」を「533」に改め、同表昭和47年4月～6月の項中「401」を「489」に改め、同表昭和47年7月～9月の項中「386」を「463」に改め、同表昭和48年4月～6月の項中「325」を「397」に改め、同表昭和49年1月～3月の項中「318」を「382」に改め、同表昭和49年4月～6月の項一般機械器具製造業の欄中「260」を「317」に改め、同表昭和49年10月～12月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「262」を「314」に改め、同表昭和50年1月～3月の項一般機械器具製造業の欄中「256」を「312」に改め、同表昭和50年4月～6月の項中「220」を「264」に改め、同表昭和50年7月～9月の項中「215」を「258」に改め、同表昭和50年10月～12月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄及び昭和51年1月～3月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「212」を「254」に改め、同表昭和51年4月～6月の項中「209」を「255」に改め、同項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「215」を「258」に改め、同表昭和51年7月～9月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「211」を「253」に改め、同表昭和52年4月～6月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「178」を「214」に改め、同表昭和52年7月～9月の項中「175」を「210」に改め、同表昭和52年10月～12月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「178」を「214」に改め、同表昭和53年1月～3月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「174」を「209」に改め、同表昭和53年4月～6月の項一般機械器具製造業の欄中「175」を「214」に改め、同表昭和53年7月～9月の項一般機械器具製造業の欄中「174」を「212」に改め、同表昭和53年10月～12月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「178」を「214」に改め、同表昭和54年1月～3月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「174」を「209」に改め、同表昭和56年4月～6月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「145」を「174」に改め、同項一般機械器具製造業の欄中「145」を「177」に改め、同表昭和56年10月～12月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「146」を「175」に改め、同表昭和57年4月～6月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「145」を「174」に改め、同表昭和60年1月～3月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「120」を「144」に改め、同表昭和62年1月～3月の項金融業、保険業の欄中「121」を「146」に改め、同項電気・ガス・熱供給・水道業の欄及び昭和62年4月～6月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「120」を「144」に改め、同表昭和62年7月～9月の項一般機械器具製造業の欄中「120」を「146」に改め、同項金融業、保険業の欄、平成元年4月～6月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「120」を「144」に改め、同表平成2年7月～9月の項鉄鋼業の欄、平成3年1月～3月の項鉄鋼業の欄及び平成3年10月～12月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成5年1月～3月の項金融業、保険業の欄及び電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成5年4月～6月の項非鉄金属製造業の欄、金融業、保険業の欄及び電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成5年7月～9月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「100」を「121」に改め、同表平成5年10月～12月の項金融業、保険業の欄、平成6年4月～6月の項非鉄金属製造業の欄及び平成6年7月～9月の項非鉄金属製造業の欄中「100」を「120」に改め、同項一般機械器具製造業の欄中「100」を「122」に改め、同表平成6年10月～12月の項一般機械器具製造業の欄中「100」を「121」に改め、同表平成7年1月～3月の項一般機械器具製造業の欄、平成7年7月～9月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄、平成7年10月～12月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄、平成20年1月～3月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄及び平成20年4月～6月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「100」を「122」に改め、同表平成21年4月～6月の項一般機械器具製造業の欄中「100」を「122」に改め、同表平成21年7月～9月の項鉄鋼業の欄中「100」を「121」に改め、同項一般機械器具製造業の欄中「100」を「122」に改め、